



® 平成 29 年 12 月 1 日 (金)

No. 14581 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例⑥

意匠権侵害紛争における侵害判断及び賠償責任 (1)

中国2016年知財に関する重要判例⑥

意匠権侵害紛争における侵害判断及び賠償責任

—パナソニック株式会社と珠海金稲電器有限公司等の
意匠権侵害紛争事件について—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 陳傑 方善姬

目次

はじめに

I 事件の概況

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に対する判示

III 意匠侵害訴訟における侵害判断と侵害責任に ついての研究

1. 意匠の類否判断の原則



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話：03-5715-8651(代) FAX：03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 森上 司啓一 統恵男
弁理士 岩井 松渡 岡
弁理士 上宮 部野
弁理士 松田 昌弘
弁理士 渡岡 高

浅村法律事務所

所長 弁理士 浅村 昌弘
弁理士 和 田 研 史

会長 弁理士 浅池望 村田月 幸良 皓弘
弁理士 望井 上野 洋裕 次一
弁理士 浅橋 本 裕 一郎
弁理士 田中 統 誠
弁理士 伊福 藤 登
弁理士 福 井 里

電話：03-5715-8640(代)

後藤 晴 男

副所長 弁理士 浅平下 昌啓 弘
弁理士 畑中 克孝 彦之
弁理士 弓北 裕祐 宣子
弁理士 龜水 田 祐
弁理士 田林 祐

FAX：03-3540-1997

松川 直 樹

弁理士 山 口 康 明
弁理士 龜 大 幹
弁理士 新 一
弁理士 高 守
弁理士 篠 伸
弁理士 原 卓
弁理士 大 亮
弁理士 日 和
弁理士 方 幸

和 田 研 史

E-mail: law@asamura.jp

2. 係争意匠の意匠権及び評価報告書の侵害訴訟判決への影響
3. 意匠侵害事件における賠償責任の確定おわりに

はじめに

中国の経済発展パターンの急速な変化に伴い、技術革新が経済発展の未来を導く傾向がますます明らかになり、専利権の保護制度も次第に完備されるようになってきている。近年、意匠権には、ますます多くの注目がかけられている。意匠の革新によって意匠権者が莫大な利益を収めることができる。通常、意匠の模倣に必要とされる技術力及びハードルが高くないため、市場価値の高い意匠が侵害対象となることはしばしばある。

弊所より取り扱った、物品名が「美容器」の意匠権侵害紛争事件について、一審裁判所の北京知的財産権裁判所が全額320万円の賠償額の請求を支持するとの判決を言い渡したので、本件は今まで北京の裁判所が判決した賠償額が最も高い意匠権侵害事件となった。本事件も北京高等裁判所により「2016年度北京市裁判所の知的財産司法保護10大典型事例」に、最高裁判所により「2016年度中国裁判所の10大知的財産事件」に選出され、中国国内外の広範囲で注目を浴び、大きな社会的影響力を持っている。

本文は当該事件を通じて、中国意匠侵害実務の侵害対比及び賠償責任の立証について説明するので、ご参考になれば幸いと考える。

I 事件の概況

1. 基本情報

一審原告 (二審の被上訴人) パナソニック株式会社

一審被告 1 (二審上訴人 1) 珠海金稻電器有限公司

一審被告 2 (二審上訴人 2) 北京麗康富雅商贸有限公司

判決の情報：

一審 北京知的財産権裁判所 (2015) 京知民初字第266号

二審 北京市高等裁判所 (2016) 京民終245号

2. 事件の経緯

パナソニック株式会社 (以下、「パナソニック社」という) は、1918年に創業された日本の総合家電メーカーで、現在、世界の大手家電メーカーに成長してきた。パナソニック社は家電、映像・コミュニケーションソリューション事業、オートモティブ関連事業、美容用品などの数々の業界で世界シェア上位を誇る。最も早く中国に進入した日本大手企業の1つとして、パナソニック社の製品は中国の人々にも愛用され、知名度が非常に高い。近年、パナソニック社が開発したフェイスクアのスチーマーは、中国の消費者の中で極めて高い人気を博している。

パナソニック社は、スチーマー製品について、2011年6月1日に中国特許庁に物品名が美容器の意匠を出願し、2012年9月5日に意匠登録になった。この意匠権は、登録公告番号がZL201130151611.3、優先権日が2011年1月26日である。

珠海金稻電器有限公司 (以下、「金稻社」という) は中国の美容装置のメーカーで、スチーマーがその定番製品である。金稻社は、2013年から、パナソニック社の本件意匠と類似するKD2331 (取っ手付き、取っ手なしの2種類を含む)、KD2331T (取っ手なし) のスチーマー製品を大量に製造、販売、宣伝し始めた。パナソニック社は金稻社を警告したが、何の効果もなかったため、被疑侵害品を販売しているオンラインストアの北京麗康富雅商贸有限公司 (以下、「麗康社」という) と共同の被告として北京知的財産権裁判所に意匠侵害訴訟を提起し、侵害行為を差し止めた上で、金稻社が経済損失額300万元、両被告が共同で合理的な支出20万元を賠償するよう請求した。

北京知的財産権裁判所は、2015年2月に当該事件を受理し、2015年11月に、金稻社が製造したKD2331 (取っ手付き、取っ手なしの2種類を含む)、KD2331T (取っ手なし) がパナソニック社の係争意匠に類似し、係争意匠の権利範囲に属す